

南極環境影響評価実施要領の一部を改正する件（案）について

令和 8 年 6 月
環境省自然環境局

1. 改正の趣旨

南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 36 号。以下「改正法」という。）が令和 8 年 6 月 10 日に公布されたところである。

また、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和 4 年 6 月デジタル臨時行政調査会決定）に基づき、改正法について、アナログ規制に関する点検（※）を実施した結果、環境大臣が行う南極地域活動計画に係る申請書等の縦覧について、デジタル原則に適合する手段により縦覧を行うことを明確化すべきことが確認された。

これらを踏まえ、改正法の施行に向け必要となる規定の整備を行うとともに、デジタル原則への適合を図るため、南極環境影響評価実施要領（平成 9 年 10 月環境庁告示第 57 号）について、所要の改正を行うものである。

※ 「目視」、「実地監査」、「定期検査・点検」、「常駐・専任」、「対面講習」、「書面掲示」又は「往訪閲覧・縦覧」の 7 項目が代表的なアナログ規制とされており、これらに該当するアナログ行為に係る規定について、デジタル化の推進のため、見直しが求められている。

2. 改正の内容

- 南極地域の環境の保護に関する法律（平成 9 年法律第 61 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定により環境大臣が行う、南極地域活動計画に係る申請書及び法第 6 条第 3 項に規定する図書の縦覧は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
- その他、法改正に伴う条ずれ等所要の改正を行う。

3. 施行期日

第 1 条関係：公布の日

第 2 条関係：改正法の施行の日（環境保護に関する南極条約議定書附属書 VI が日本国について効力を生ずる日から起算して 1 月を経過した日）

以 上